**財　　務　　諸　　表**

様式第１５号　　　貸　借　対　照　表

様式第１６号　　　損　益　計　算　書

　　　　　　　　　完成工事原価報告書

様式第１７号　　　株主資本変動計算書

様式第１７号の２　注　　　記　　　表

自　　平成　　　　年　　　　月　　　　日

　　　　事業年度

至　　平成　　　　年　　　　月　　　　日

　　　　　（会　社　名）

記　載　上　の　注　意

税効果会計を適用していない場合は、下記の科目は、使用しないで下さい。

記

貸借対照表中の「繰延税金資産」「長期繰延税金資産」「繰延税金負債」

　　　　　　　　　　「長期繰延税金負債」

　　　損益計算書中の「法人税等調整額」

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙Ａ４）

**注　　　記　　　表**

自　平成　　年　　月　　日

至　平成　　年　　月　　日

（会社名）

注

１　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

２　重要な会計方針

(1)　資産の評価基準及び評価方法

(2)　固定資産の減価償却の方法

(3)　引当金の計上基準

(4)　収益及び費用の計上基準

(5)　消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

(6)　その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書､注記表作成のための基本となる重要な事項

３　会計方針の変更

４　表示方法の変更

５　会計上の見積りの変更

６　誤の訂正

７　貸借対照表関係

(1)　担保に供している資産及び担保付債務

①担保に供している資産の内容及びその金額

②担保に係る債務の金額

(2)　保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

(3)　関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務

(4)　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

(5)　親会社株式の各表示区分別の金額

(6)　工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

８　損益計算書関係

(1)　工事進行基準による完成工事高

(2)　売上高のうち関係会社に対する部分

(3)　売上原価のうち関係会社からの仕入高

(4)　売上原価のうち工事損失引当金繰入額

(5)　関係会社との営業取引以外の取引高

(6)　研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

９　株主資本等変動計算書関係

(1)　事業年度末日における発行済株式の種類及び数

(2)　事業年度末日における自己株式の種類及び数

(3)　剰余金の配当

(4)　事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

10　税効果会計

11　リースにより使用する固定資産

12　金融商品関係

(1)　金融商品の状況

(2)　金融商品の時価等

13　賃貸等不動産関係

(1)　賃貸等不動産の状況

(2)　賃貸等不動産の時価

14　関連当事者との取引

取引の内容

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|    | 種　類 | 会社等の名称又は氏名 | 議決権の所有（被所有）割合 | 関係内容 | 科　目 | 期末残高（千円） |
|  |  |  |  |  |  |

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1)　取引の内容

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 議決権の所有（被所有）割合 | 関係内容 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高（千円） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

(2)　取引条件及び取引条件の決定方針

(3)　取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15　一株当たり情報

(1)　一株当たりの純資産額

(2)　一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16　重要な後発事象

17　連結配当規制適用の有無

18　その他

記載要領

１　記載を要する注記は、以下のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 株　式　会　社 | 持分会社 |
| 会計監査人設置会社 | 会計監査人なし |
| 公開会社 | 株式譲渡制限会社 |
| １　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 | ○ | × | × | × |
| ２　重要な会計方針 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ３　会計方針の変更 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ４　表示方法の変更 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ５　会計上の見積りの変更びゆう | ○ | × | × | × |
| ６　誤謬の訂正 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ７　貸借対照表関係 | ○ | ○ | × | × |
| ８　損益計算書関係 | ○ | ○ | × | × |
| ９　株主資本等変動計算書関係 | ○ | ○ | ○ | × |
| 10　税効果会計 | ○ | ○ | × | × |
| 11　リースにより使用する固定資産 | ○ | ○ | × | × |
| 12　金融商品関係 | ○ | ○ | × | × |
| 13　賃貸等不動産関係 | ○ | ○ | × | × |
| 14　関連当事者との取引 | ○ | ○ | × | × |
| 15　一株当たり情報 | ○ | ○ | × | × |
| 16　重要な後発事象 | ○ | ○ | × | × |
| 17　連結配当規制適用の有無 | ○ | × | × | × |
| 18　その他 | ○ | ○ | ○ | ○ |

【凡例】○・・・記載要、×・・・記載不要

２　注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。

３　記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもつて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあつては､百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

４　注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。

５　貸借対照表､損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。

６　注に掲げる事項の記載に当たつては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従つて記載する。

注１　事業年度の末日において、当該会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に反映しているか否かの別

注２　重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

(4)　完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。

(5)　税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たつて採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

注３　一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

①　当該会計方針の変更の内容

②　当該会計方針の変更の理由

③　会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

④　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）

イ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額

ロ　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ　当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注４　一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①　当該表示方法の変更の内容

②　当該表示方法の変更の理由

注５　会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①　当該会計上の見積りの変更の内容

②　当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額

③　当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注６　会社計算規則第２条第３項第64号に規定する誤の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①　当該誤の内容

②　当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

注７

(1)　担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。

(2)　保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く）の種類別に総額を記載する。

(3)　総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

(4)　総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。

(5)　貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。

(6)　同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を記載する。

注８

(1)　工事進行基準を採用していない場合は、記載を要しない。

(2)　総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

(3)　総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

(4)　総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注９

(3)　事業年度中に行つた剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第１項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注10　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注11　ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行つていない重要な固定資産について､定性的に記載する。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね１割程度とする。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注12　重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注13　賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14　「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第４項に定める者をいい、記載に当たつては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

①　一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

②　取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付

③　その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

「種類」の欄には、会社計算規則第112条第４項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。

注15　株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。

注17　会社計算規則第158条第４号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注18　注１から注17に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

様式第十七号の三（第四条、第十条関係） 　　　　　　 　　　　（用紙Ａ４）

**附　属　明　細　表**

平成　　 年　　 月　　 日現在

１　完成工事未収入金の詳細

　　相手先別内訳 　　 滞留状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 相　手　先 | 金　　　　　　　額 |  | 発　生　時 | 完成工事未収入金 |  |
|  | 千円 | 当期計上分 | 千円 |
|  |  | 前期以前計上分 |  |
|  |  | 計 |  |
| 計 |  |  |

２　短期貸付金明細表

|  |  |
| --- | --- |
| 相　手　先 | 金　　　　　　　額 |
|  | 千円 |
|  |  |
|  |  |
| 計 |  |

３　長期貸付金明細表

|  |  |
| --- | --- |
| 相　手　先 | 金　　　　　　　額 |
|  | 千円 |
|  |  |
|  |  |
| 計 |  |

４　関係会社貸付金明細表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 関係会社名 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘　　　要 |
|  　 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  | － |

５　関係会社有価証券明細表

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 株式 | 銘柄 | 一株の金額 | 期　首　残　高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期　末　残　高 | 摘要 |
| 株式数 | 取得価額 | 貸借対照表計上額 | 株式数 | 金額 | 株式数 | 金額 | 株式数 | 取得価額 | 貸借対照表計上額 |
|  | 千円 |  | 千円 | 千円 |  | 千円 |  | 千円 |  | 千円 | 千円 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 銘柄 | 期　首　残　高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期　末　残　高 | 摘要 |
| 取得価額 | 貸借対照表計上額 | 取得価額 | 貸借対照表計上額 |
| 社債 |  | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |
| その他の有価証券 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |

６　関係会社出資金明細表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 関係会社名 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘　　　要 |
|  　 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  | － |

７　短期借入金明細表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 借　　入　　先 | 金　　　　額 | 返　済　期　日 | 摘　　　　要 |
|  | 千円 |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  | － |

８　長期借入金明細表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 借　入　先 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘　　　要 |
|  　 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  | － |

９　関係会社借入金明細表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 関係会社名 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘　　　要 |
|  　 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  | － |

10　保証債務明細表

|  |  |
| --- | --- |
| 相　　手　　先 | 金　　　　額 |
|  | 千円 |
|  |  |
|  |  |
| 計 |  |

記載要領

第１　一般的事項

１　「親会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に定める会社をいい、「子会社」とは、会社法第２条第３号に定める会社をいう。

２　「関連会社」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第19号に定める会社をいう。

３　「関係会社」とは、会社計算規則第２条第３項第23号に定める会社をいう。

４　金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の規定により、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者については、附属明細表の４、５、６及び９の記載を省略することができる。この場合、同条の規定により提出された有価証券報告書に記載された連結貸借対照表の写しを添付しなければならない。

５　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

　ただし、会社法第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは、「百万円」として記載すること。

第２　個別事項

１　完成工事未収入金の詳細

(1)　別記様式第十五号による貸借対照表（以下単に「貸借対照表」という。）の流動資産の完成工事未収入金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。

(2)　同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

(3)　滞留状況については、当期計上分（１年未満）及び前期以前計上分（１年以上）に分け、各々の合計額を記載すること。

２　短期貸付金明細表

(1)　貸借対照表の流動資産の短期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の５以下である時は記載を省略することができる。

(2)　同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

(3)　関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

３　長期貸付金明細表

(1)　貸借対照表の固定資産の長期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の５以下である時は記載を省略することができる。

(2)　同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

(3)　関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

４　関係会社貸付金明細表

(1)　貸借対照表の短期貸付金、長期貸付金その他資産に含まれる関係会社貸付金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の５以下である時は記載を省略することができる。

(2)　関係会社貸付金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。

(3)　摘要の欄には、貸付の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な貸付金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。

(4)　同一の関係会社について契約口数が多数ある場合には、関係会社別に一括し、担保及び返済期限について要約して記載することができる。

５　関係会社有価証券明細表

(1)　貸借対照表の有価証券、流動資産の「その他」、投資有価証券、関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社有価証券について、その銘柄及び銘柄ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の５以下である時は記載を省略することができる。

(2)　当該有価証券の発行会社について、附属明細表提出会社との関係（親会社、子会社等の関係）を摘要欄に記載すること。

(3)　社債の銘柄は、「何会社物上担保付社債」のように記載すること。なお、新株予約権が付与されている場合には、その旨を付記すること。

(4)　取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。ただし、評価基準及び評価方法が別記様式第17号の2による注記表（以下単に「注記表」という。）の２により記載されている場合には、その記載を省略することができる。

(5)　当期増加額及び当期減少額がともにない場合には、期首残高、当期増加額及び当期減少額の各欄を省略した様式に記載することができる。この場合には、その旨を摘要欄に記載すること。

(6)　一の関係会社の有価証券の総額と当該関係会社に対する債権の総額との合計額が附属明細表提出会社の資産の総額の100分の５を超える場合、一の関係会社に対する債務の総額が附属明細表提出会社の負債及び純資産の合計額が100分の５を超える場合又は一の関係会社に対する売上高が附属明細表提出会社の売上額の総額の100分の20を超える場合には、当該関係会社の発行済株式の総数に対する所有割合、社債の未償還残高その他当該関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借等の関係内容）を注記すること。

(7)　株式のうち、会社法第308条第１項の規定により議決権を有しないものについては、その旨を摘要欄に記載すること。

６　関係会社出資金明細表

(1)　貸借対照表の関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社出資金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の５以下である時は記載を省略することができる。

(2)　出資金額の重要なものについては、出資の条件（１口の出資金額、出資口数、譲渡制限等の諸条件）を摘要欄に記載すること。

(3)　本表に記載されている会社であって、第２の５の(６)に定められた会社と同一の条件のものがある場合には、当該関係会社に対してはこれに準じて注記すること。

７　短期借入金明細表

(1)　貸借対照表の流動負債の短期借入金について、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されている場合を除き、まとめて記載することができる。

(2)　設備資金と運転資金に分けて記載すること。

(3)　摘要の欄には、資金使途、借入の条件（担保、無利息の場合にはその旨、特別の利率が約定されている場合には当該利率）等について記載すること。

(4)　同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、返済期限、資金使途及び借入の条件について要約して記載することができる。

(5)　関係会社からのものはまとめて記載することができる。

８　長期借入金明細表

(1)　貸借対照表の固定負債の長期借入金及び契約期間が１年を超える借入金で最終の返済期限が１年内に到来するもの又は最終の返済期限が１年後に到来するもののうち１年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについて、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されているものを除き、まとめて記載することができる。

(2)　契約期間が１年を超える借入金で最終の返済期限が１年内に到来するもの又は最終の返済期限が１年後に到来するもののうち１年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについては、当期減少額として記載せず、期末残高に含めて記載すること。この場合においては、期末残高欄に内書（括弧書）として記載し、その旨を注記すること。

(3)　摘要の欄には、借入金の使途及び借入の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。

(4)　同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、使途、担保及び返済期限について要約して記載することができる。この場合においては、借入先別に一括されたすべての借入金について当該貸借対照表日以後３年間における１年ごとの返済予定額を注記すること。

(5)　関係会社からのものはまとめて記載することができる。

９　関係会社借入金明細表

(1)　貸借対照表の短期借入金、長期借入金その他負債に含まれる関係会社借入金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の５以下である時は記載を省略することができる。

(2)　関係会社借入金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。

(3)　短期借入金については、第２の７の(3)及び(4)に準じて記載し、長期借入金については、第２の８の(2)、(3)及び(4)に準じて記載すること。

10　保証債務明細表

(1)　注記表の３の(2)の保証債務額について、その相手先及び相手先ごとの額を記載すること。

(2)　注記表の３の(2)において、相手先及び相手先ごとの額が記載されている時は記載を省略することができる。

(3)　同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。